一般社団法人ワールドスケートジャパン

コンプライアンス委員会規程

（委員会の目的）

第1条　本規程は、本連盟の定款第●条の規定に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第2条　本連盟は常設の機関として委員会を設置する。

（定義）

第3条　本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む)、本連盟各種規則（定款、規程・ルール等全てを含む)、取引に関わる契約・約款その他ローラースポーツに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

（委員会）

第4条　委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、理事長を除く理事又は外部の学識経験者の中から３名以上を選任し、委員長は理事会において理事である委員の中から１名を選任する。ただし、学識経験者の委員を最低１名以上選任する。

2　副委員長は、委員会において委員の中から１名を選任する。

3　議長は委員長とする。

4　委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

5　審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。決議は書面などによる決議によることもできる。

6　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

7　委員会は、原則として非公開とする。

（開 催）

第 5 条　委員会は、委員長が招集し、原則として、年に１回開催する。ただし、第３条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

（議 事）

第 6 条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て委員長が決定する。

（2）議事は、電子的方法によることができる。

（事 務 局）

第 7 条 委員会の事務は、事務局が行う。

（審議事項）

第8条　委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

（ア）コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

（イ）コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

（ウ）会員、加盟団体、準加盟団体、その他の者による本協会、会員、加盟団体又は準加盟団体の定款、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

（エ）通報相談窓口の運営に関する事項

（オ）本連盟の各種規程案の策定に関する事項

（カ）その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

（議事録）

第9条　委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2　前項の議事録は、原則として非公開とする。

3　第１項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員１名の合計２名が記名押印する。

4　議事の内容及び結果については、執行理事会において速やかに報告されるものとする。

（任期）

第10条 委員の任期は、理事にあっては定款第 27 条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後２年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

（守秘義務）

第11条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

（事務）

第12条 委員会の事務は、本連盟の事務局が行う。

（規定の変更）

第13条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

１．この規程の改廃は、理事会の決議による。

２．この規程は、令和元年 06 月 01 日から施行する。

第１版　2019 年５月 22 日　作成

２０２３年１０月２４日改定１０月３１日実施する